

月間中の取り組み



啓発ブースの設置

啓発ブースでは、部落問題の歴史や、令和2年に施行された福智町部落差別の解消の推進に関する条例について紹介しています。知らないことが差別につながることもあるかもしれません。まずは知ることから、一歩踏み出してみませんか。

☎ 福智町役場 人権推進課 ☎ 0947-22-7764

↓いずれもコスモスコミュニティセンターで開催



人権作品の展示

福智町の小・中学校、義務教育学校の児童、生徒さんたちが制作した人権作品を展示いたします。ぜひ、色とりどりの素晴らしい作品たちをご覧ください。

☎ 福智町教育委員会 生涯学習課 ☎ 0947-22-1521

場所：コスモスコミュニティセンター

7月の同和問題啓発強調月間講演会は実施いたしません。

令和8年度の同和問題啓発強調月間講演会につきましては、福智町総合体育館建設に伴う工事により今まで講演会会場として使用していた地域交流センターの来場者用駐車場の使用が大幅に制限されることに加え、予想される来場者数を収容できる他の会場の確保が困難であるため、中止とさせていただきますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

7月は同和問題啓発強調月間です。

「知らない」に気づく「知ってる」を見直す

福 岡県では、同和問題の早期解決を目指して、昭和56年度から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。

同和問題は、日本の歴史的過程で形づくられた身分制度に由来するもので、今もなお日常生活でいろいろな差別を受けるなど、わが国固有の人権問題です。

「人権」とは「すべての人が幸せに生きる権利」のことであり、誰もが持っている権利。人権について学ぶことは、自分が無意識に差別をしてしまうことがないように、また、差別を許さない社会を作るために必要なことです。

福智町においても、「福智町部落差別の解消の推進に関する条例」が施行され、人権教育・啓発の充実に取り組んでいます。

誰もが自らの生き方を選ぶことができる、生まれてきてよかったと思える社会を目指すため、7月に行われる人権啓発活動を通じて、身近な人権について見つめなおしてみませんか。

ひまわり 福岡県人権の花 — 向日葵

「あなただけを見つめている」「あなたは素晴らしい」という花言葉が人権の印象と合致し、太陽に向かって真っすぐ育つ様が、子どもたちがすくすくと育つ姿を連想させることから人権の花とされています。